

資料提供	
令和5年11月1日	
担当課 (担当者)	鳥取県感染症対策センター(感染症対策課) (老岐、吉村)
電話	0857-26-7153

県内におけるインフルエンザ警報の発令

鳥取県の令和5年第43週(令和5年10月23日～令和5年10月29日)のインフルエンザの定点当たりの患者数が、下記のとおり中部地区及び西部地区で警報開始基準値である1定点当たり30人を超えたことから、本日、県内全域にインフルエンザ警報を発令しました。

今後、さらに流行が拡大するおそれがありますので、県民の皆さまにおかれましては、引き続き、手洗い、換気等の感染予防策に取り組んでいただきますよう御協力をお願いします。

記

1 発令地区

鳥取県全域

2 定点当たりの患者数(令和5年第43週(10月23日～10月29日))

区分	全県	東部地区	中部地区	西部地区
定点当たりの患者数	22.86人	7.08人	<u>36.00人</u>	<u>32.91人</u>
患者数	663人	85人	<u>216人</u>	<u>362人</u>

3 感染予防についてのお願い

- ・場面に応じたマスクの着用や換気、手洗い、手指消毒などの感染対策が効果的です。
- ・インフルエンザ様症状がある場合は早目に医療機関を受診し、医師の指示に従い治療しましょう。

<参考>

(1) 注意報・警報について

以下の基準に基づき、鳥取県全域に注意報・警報を発令・解除する。なお、基準値は、国に同じ。

	基準値	要件
注意報	定点当たりの患者数 10人	注意報開始基準値を超えた保健所の人口の総計が県全体の人口の30%を超えた場合
警報	定点当たりの患者数 30人	警報開始基準値を超えた保健所の人口の総計が県全体の人口の30%を超えた場合
解除	定点当たりの患者数 10人	警報終息基準値を超える保健所の人口の総計が県全体の人口の30%未満となった場合

《今回の例》

- ・中部地区、西部地区で警報発令の基準値30人を超えて警報開始基準を満たす⇒**警報を発令する。**
- ・鳥取県の推計人口(鳥取県人口移動調査:令和5年10月1日現在)

地区	人口	人口割合
東部地区	218,036人	40.6%
中部地区	95,175人	17.7%
西部地区	224,107人	41.7%
合計	537,318人	100%

(2) 過去のシーズンの流行開始日、注意報及び警報発令日は以下のとおりです。

シーズン	流行開始日	注意報発令日	警報発令日
令和5-6年	※	令和5年10月18日	令和5年11月1日
令和4-5年	令和5年1月11日	令和5年3月15日	発令なし
令和3-4年	流行なし	発令なし	発令なし
令和2-3年	流行なし	発令なし	発令なし
令和元-2年	令和元年12月4日	令和元年12月25日	令和2年1月8日

※令和4-5年シーズンから流行開始目安である定点当たり1を超えたまま、令和5-6年シーズンに移行。

(3) 県内の小児科・内科定点医療機関:29の医療機関(東部12、中部6、西部11)

(4) 定点当たり患者数とは、1週間にインフルエンザで定点医療機関を受診した1定点当たりの患者数。(例えば、県全体で29名の患者数報告があった場合、定点当たり患者数が1人となる)

インフルエンザの流行状況

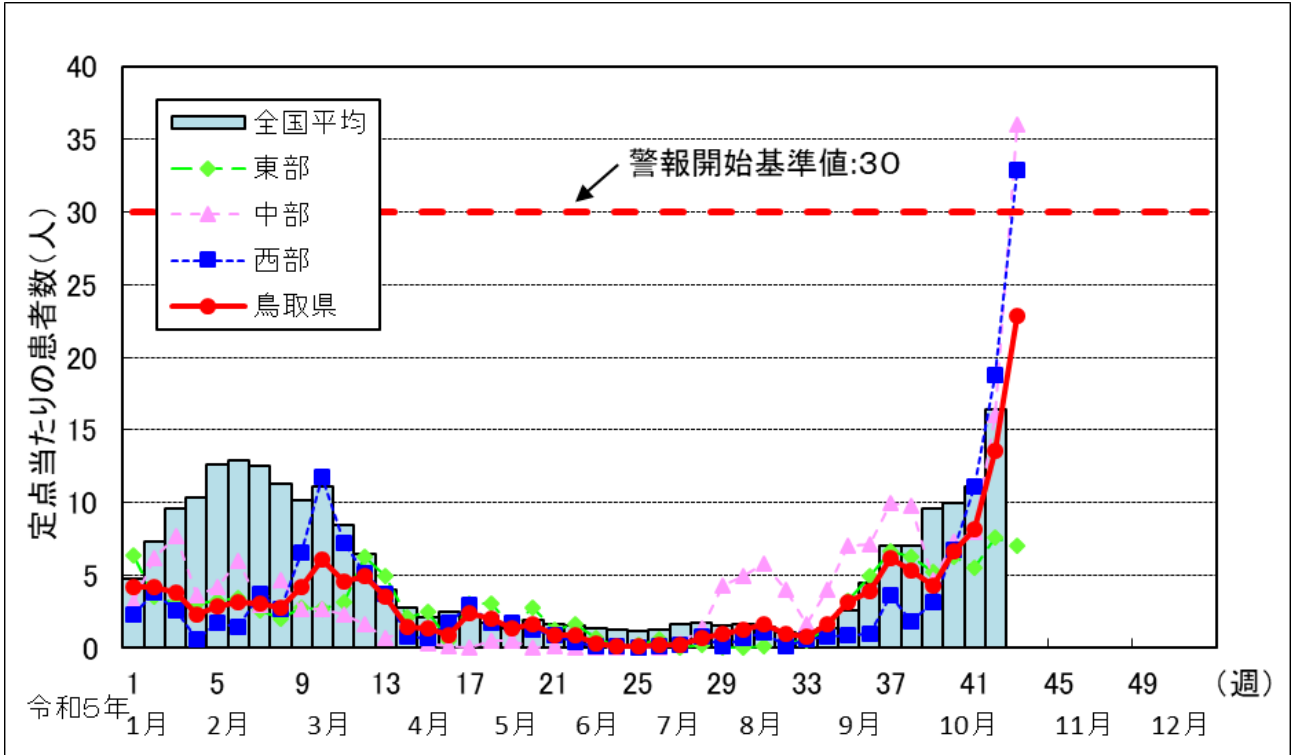
1 鳥取県と全国のインフルエンザ患者発生状況(定点あたりの患者数、単位:人)

週	8月			9月				10月			
	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
鳥取県	0.79	1.69	3.14	3.93	6.21	5.34	4.34	6.69	8.14	13.59	22.86
全国	1.01	1.40	2.56	4.48	7.03	7.09	9.57	9.99	11.07	16.41	集計中

○鳥取県のインフルエンザ定点医療機関は29、全国の定点医療機関は約5,000あります。

2 発生状況グラフ

(1) 今シーズンの発生状況



(2) 県内年次別発生状況

